

対策検討

検討項目	要 点	備 考																																																					
3 モニタリング	<p>対策による影響、効果を監視・確認するために、モニタリングを実施する。 図 3-1-1 に処分場内部および遮水壁内部におけるモニタリング位置図を、図 3-1-2 に樫曲大橋等を含む広域のモニタリング位置図を示す。</p> <p style="text-align: center;">表 3-1-1 モニタリング対象と項目（案）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">観測対象</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">水質観測</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">頻 度</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">水位観測 (連続観測)</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">モニタリング地点</th> <th style="width: 10%;">項 目</th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">処分場内部</td> <td>水処理施設（処理原水）</td> <td>1 箇所</td> <td>・排水基準項目、環境基準項目 ・塩素イオン、電気伝導度、ビスフェノール A、 ダイオキシン類</td> <td rowspan="2">年 4 回</td> <td rowspan="2">5 箇所</td> </tr> <tr> <td>各揚水井戸</td> <td>5 箇所</td> <td>・排水基準項目 ・塩素イオン、電気伝導度</td> </tr> <tr> <td>処分場周辺</td> <td>浸出水揚水井戸（処理原水）</td> <td>1 箇所</td> <td>・排水基準項目、環境基準項目 ・塩素イオン、電気伝導度、ビスフェノール A、 ダイオキシン類</td> <td>年 4 回</td> <td>10 箇所</td> </tr> <tr> <td>河川水</td> <td>処分場上流 処分場下流 樫曲大橋</td> <td>3 箇所</td> <td>・環境基準項目 ・塩素イオン、電気伝導度、ビスフェノール A、 ダイオキシン類</td> <td>年 4 回</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地下水</td> <td>Kb3 Kb4 観測井戸 1 号深井戸 観測井戸 1 号浅井戸 観測井戸 4 号 観測井戸 5 号深井戸 観測井戸 5 号浅井戸 事業所井戸（獺河内）</td> <td>8 箇所</td> <td>・環境基準項目 ・塩素イオン、電気伝導度、ビスフェノール A、 ダイオキシン類</td> <td>年 4 回</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>北陸トンネル</td> <td>北陸トンネル出口</td> <td>1 箇所</td> <td>・環境基準項目 ・塩素イオン、電気伝導度、ビスフェノール A、 ダイオキシン類</td> <td>年 4 回</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">観測対象</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">ガス・温度測定</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">モニタリング地点</th> <th style="width: 10%;">頻 度</th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処分場内部</td> <td>各揚水井戸</td> <td>5 箇所</td> <td>年 2 回</td> </tr> </tbody> </table>	観測対象	水質観測			頻 度	水位観測 (連続観測)	モニタリング地点	項 目		処分場内部	水処理施設（処理原水）	1 箇所	・排水基準項目、環境基準項目 ・塩素イオン、電気伝導度、ビスフェノール A、 ダイオキシン類	年 4 回	5 箇所	各揚水井戸	5 箇所	・排水基準項目 ・塩素イオン、電気伝導度	処分場周辺	浸出水揚水井戸（処理原水）	1 箇所	・排水基準項目、環境基準項目 ・塩素イオン、電気伝導度、ビスフェノール A、 ダイオキシン類	年 4 回	10 箇所	河川水	処分場上流 処分場下流 樫曲大橋	3 箇所	・環境基準項目 ・塩素イオン、電気伝導度、ビスフェノール A、 ダイオキシン類	年 4 回	-	地下水	Kb3 Kb4 観測井戸 1 号深井戸 観測井戸 1 号浅井戸 観測井戸 4 号 観測井戸 5 号深井戸 観測井戸 5 号浅井戸 事業所井戸（獺河内）	8 箇所	・環境基準項目 ・塩素イオン、電気伝導度、ビスフェノール A、 ダイオキシン類	年 4 回	-	北陸トンネル	北陸トンネル出口	1 箇所	・環境基準項目 ・塩素イオン、電気伝導度、ビスフェノール A、 ダイオキシン類	年 4 回	-	観測対象	ガス・温度測定			モニタリング地点	頻 度		処分場内部	各揚水井戸	5 箇所	年 2 回	
観測対象	水質観測			頻 度	水位観測 (連続観測)																																																		
	モニタリング地点	項 目																																																					
処分場内部	水処理施設（処理原水）	1 箇所	・排水基準項目、環境基準項目 ・塩素イオン、電気伝導度、ビスフェノール A、 ダイオキシン類	年 4 回	5 箇所																																																		
	各揚水井戸	5 箇所	・排水基準項目 ・塩素イオン、電気伝導度																																																				
処分場周辺	浸出水揚水井戸（処理原水）	1 箇所	・排水基準項目、環境基準項目 ・塩素イオン、電気伝導度、ビスフェノール A、 ダイオキシン類	年 4 回	10 箇所																																																		
河川水	処分場上流 処分場下流 樫曲大橋	3 箇所	・環境基準項目 ・塩素イオン、電気伝導度、ビスフェノール A、 ダイオキシン類	年 4 回	-																																																		
地下水	Kb3 Kb4 観測井戸 1 号深井戸 観測井戸 1 号浅井戸 観測井戸 4 号 観測井戸 5 号深井戸 観測井戸 5 号浅井戸 事業所井戸（獺河内）	8 箇所	・環境基準項目 ・塩素イオン、電気伝導度、ビスフェノール A、 ダイオキシン類	年 4 回	-																																																		
北陸トンネル	北陸トンネル出口	1 箇所	・環境基準項目 ・塩素イオン、電気伝導度、ビスフェノール A、 ダイオキシン類	年 4 回	-																																																		
観測対象	ガス・温度測定																																																						
	モニタリング地点	頻 度																																																					
処分場内部	各揚水井戸	5 箇所	年 2 回																																																				

対策検討

検討項目

要 点

備 考

3 モニタリング

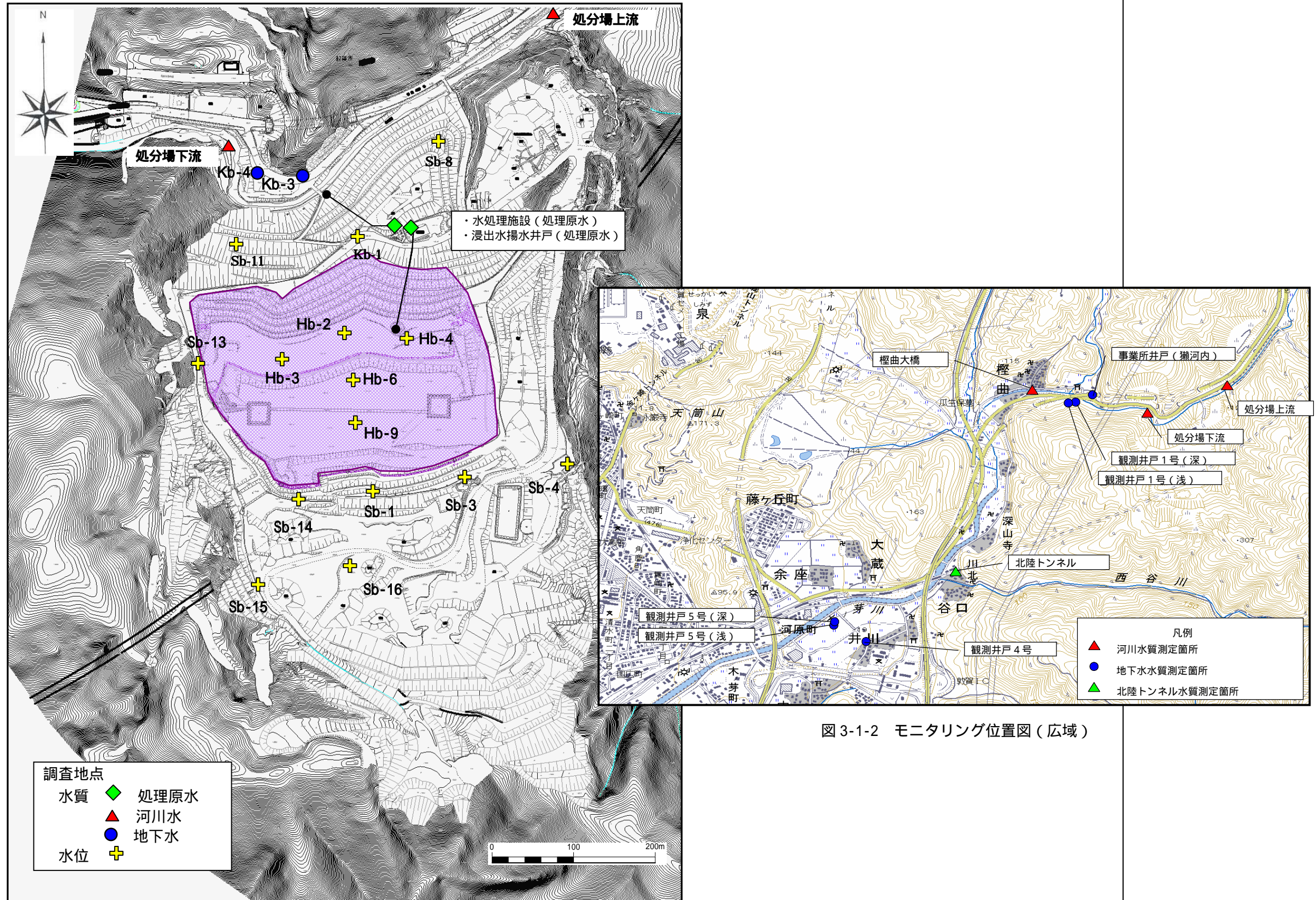


図 3-1-1 モニタリング位置図

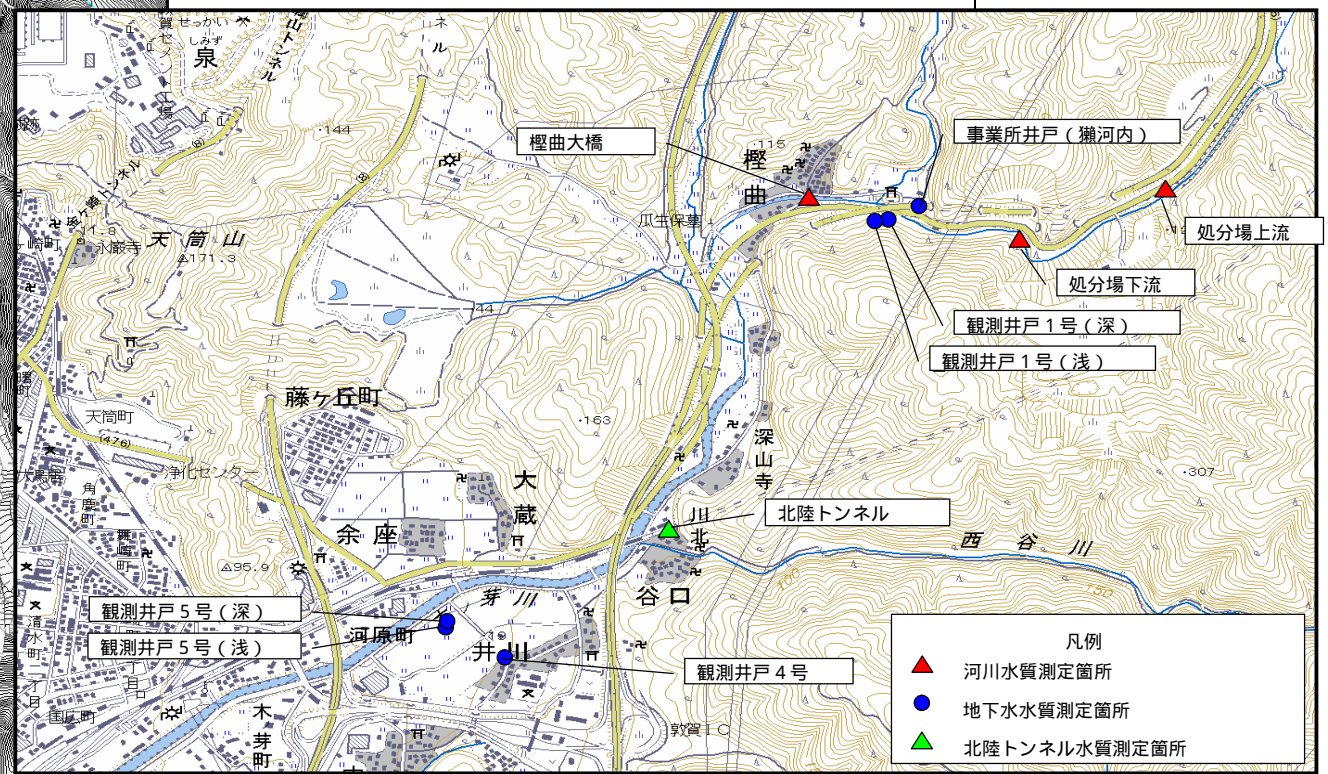


図 3-1-2 モニタリング位置図 (広域)